

新潟県条例第3号

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)	8 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)
(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥獣（ <u>ヒクイナ</u> 、 <u>サカツラガン</u> 、 <u>オオジシギ</u> 、 <u>マガン</u> 、 <u>オシドリ</u> 、 <u>ヨシガモ</u> 、 <u>シノリガモ</u> 、 <u>ホオジロガモ</u> 、 <u>カンムリカイツブリ</u> 、 <u>ウミウ</u> 、 <u>ヨシゴイ</u> 、 <u>ササゴイ</u> 、 <u>チュウサギ</u> 、 <u>コサギ</u> 、 <u>クロサギ</u> 、 <u>ヨタカ</u> 、 <u>ケリ</u> 、 <u>イカルチドリ</u> 、 <u>イソシギ</u> 、 <u>ハマシギ</u> 、 <u>マダラウミスズメ</u> 、 <u>ミサゴ</u> 、 <u>ハチクマ</u> 、 <u>ツミ</u> 、 <u>ハイタカ</u> 、 <u>オオタカ</u> 、 <u>オオコノハズク</u> 、 <u>コノハズク</u> 、 <u>アオバズク</u> 、 <u>アカショウビン</u> 、 <u>ヤマセミ</u> 、 <u>コシアカツバメ</u> 、 <u>マキノセンニュウ</u> 、 <u>コヨシキリ</u> 、 <u>キバシリ</u> 、 <u>サメビタキ</u> 、 <u>コサメビタキ</u> 、 <u>ノジコ</u> 、 <u>サドカケス</u> 、 <u>シロウマトガリネズミ</u> 、 <u>サドトガリネズミ</u> 、 <u>ニホンカワネズミ</u> 、 <u>シナノミズラモグラ</u> 、 <u>ヤマネ</u> 、 <u>ホンドオコジョ</u> 、 <u>ゴマフアザラシ</u> 、 <u>ワモンアザラシ</u> 、 <u>クラカケアザラシ</u> 及び <u>アゴヒゲアザラシ</u> を除く。）の捕獲等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。）に係るも	(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥獣（ <u>ミゾゴイ</u> 、 <u>ハクガン</u> 、 <u>サカツラガン</u> 、 <u>ヒクイナ</u> 、 <u>アカモズ</u> 、 <u>ウミウ</u> 、 <u>チュウサギ</u> 、 <u>マガン</u> 、 <u>ヨシガモ</u> 、 <u>シノリガモ</u> 、 <u>ホオジロガモ</u> 、 <u>ミサゴ</u> 、 <u>ハチクマ</u> 、 <u>ツミ</u> 、 <u>ハイタカ</u> 、 <u>オオジシギ</u> 、 <u>コノハズク</u> 、 <u>オオコノハズク</u> 、 <u>アオバズク</u> 、 <u>ヨタカ</u> 、 <u>ヤマセミ</u> 、 <u>コサメビタキ</u> 、 <u>サンコウチョウ</u> 、 <u>キバシリ</u> 、 <u>ノジコ</u> 、 <u>サドカケス</u> 、 <u>シロウマトガリネズミ</u> 、 <u>サドトガリネズミ</u> 、 <u>ニホンカワネズミ</u> 、 <u>シナノミズラモグラ</u> 、 <u>ヤマネ</u> 、 <u>ホンドオコジョ</u> 、 <u>ゴマフアザラシ</u> 、 <u>ワモンアザラシ</u> 、 <u>クラカケアザラシ</u> 及び <u>アゴヒゲアザラシ</u> を除く。）の捕獲等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。）に係るものに限る。）		

<p>のに限る。) (2)～(31) (略)</p>		<p>(2)～(31) (略)</p>	
<p>9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（<u>ヒクイナ</u>、<u>サカツラガン</u>、<u>オオジシギ</u>、<u>マガン</u>、<u>オシドリ</u>、<u>ヨシガモ</u>、<u>シノリガモ</u>、<u>ホオジログアモ</u>、<u>カンムリカイツブリ</u>、<u>ウミウ</u>、<u>ヨシゴイ</u>、<u>ササゴイ</u>、<u>チュウサギ</u>、<u>コサギ</u>、<u>クロサギ</u>、<u>ヨタカ</u>、<u>ケリ</u>、<u>イカルチドリ</u>、<u>イソシギ</u>、<u>ハマシギ</u>、<u>マダラウミスズメ</u>、<u>ミサゴ</u>、<u>ハチクマ</u>、<u>ツミ</u>、<u>ハイタカ</u>、<u>オオタカ</u>、<u>オオコノハズク</u>、<u>コノハズク</u>、<u>アオバズク</u>、<u>アカショウビン</u>、<u>ヤマセミ</u>、<u>コシアカツバメ</u>、<u>マキノセンニュウ</u>、<u>コヨシキリ</u>、<u>キバシリ</u>、<u>サメビタキ</u>、<u>コサメビタキ</u>、<u>ノジコ</u>及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥類の卵の採取等の許可（学術研究又は鳥獣の管理（鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。）のため鳥類（<u>ミゾゴイ</u>、<u>ハクガン</u>、<u>サカツラガン</u>、<u>ヒクイナ</u>、<u>アカモズ</u>、<u>ウミウ</u>、<u>チュウサギ</u>、<u>マガン</u>、<u>ヨシガモ</u>、<u>シノリガモ</u>、<u>ホオジログアモ</u>、<u>ミサゴ</u>、<u>ハチクマ</u>、<u>ツミ</u>、<u>ハイタカ</u>、<u>オオジシギ</u>、<u>コノハズク</u>、<u>オオコノハズク</u>、<u>アオバズク</u>、<u>ヨタカ</u>、<u>ヤマセミ</u>、<u>コサメビタキ</u>、<u>サンコウチョウ</u>、<u>キバシリ</u>、<u>ノジコ</u>及びサドカケスを除く。）の卵の採取等をしようとする場合（飛行場の区域内で安全航行のため採取等をする場合を除く。）に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p>	<p>(略)</p>
<p>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（鳥獣（<u>ヒクイナ</u>、<u>サカツラガン</u>、<u>オオジシギ</u>、<u>マガン</u>、<u>オシドリ</u>、<u>ヨシガモ</u>、<u>シノリガモ</u>、<u>ホオジログアモ</u>、<u>カンムリカイツブリ</u>、<u>ウミウ</u>、<u>ヨシゴイ</u>、<u>ササゴイ</u>、<u>チュウサギ</u>、<u>コサギ</u>、<u>クロサギ</u>、<u>ヨタカ</u>、<u>ケリ</u>、<u>イカルチドリ</u>、<u>イソシギ</u>、<u>ハマシギ</u>、<u>マダラウミスズメ</u>、<u>ミサゴ</u>、<u>ハチクマ</u>、<u>ツミ</u>、<u>ハイタカ</u>、<u>オオタカ</u>、<u>オオコノハズク</u>、<u>コノハズク</u>、<u>アオバズク</u>、<u>アカショウビン</u>、<u>ヤマセミ</u>、<u>コシアカツバメ</u>、<u>マキノセンニュウ</u>、<u>コヨシキリ</u>、<u>キバシリ</u>、<u>サメビタキ</u>、<u>コサメビタキ</u>、<u>ノジコ</u>、<u>サド</u></p>	<p>(略)</p>	<p>10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1) 法第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻酔銃猟の許可（鳥獣（<u>ミゾゴイ</u>、<u>ハクガン</u>、<u>サカツラガン</u>、<u>ヒクイナ</u>、<u>アカモズ</u>、<u>ウミウ</u>、<u>チュウサギ</u>、<u>マガン</u>、<u>ヨシガモ</u>、<u>シノリガモ</u>、<u>ホオジログアモ</u>、<u>ミサゴ</u>、<u>ハチクマ</u>、<u>ツミ</u>、<u>ハイタカ</u>、<u>オオジシギ</u>、<u>コノハズク</u>、<u>オオコノハズク</u>、<u>アオバズク</u>、<u>ヨタカ</u>、<u>ヤマセミ</u>、<u>コサメビタキ</u>、<u>サンコウチョウ</u>、<u>キバシリ</u>、<u>ノジコ</u>、<u>サドカケス</u>、<u>シロウマトガリネズミ</u>、<u>サドトガリネズミ</u>、<u>ニホンカワネズミ</u>、<u>シナノミズラモグラ</u>、<u>ヤマネ</u>、<u>ホンドオコジョ</u>、<u>ゴマフアザラシ</u>、<u>ワモンアザラシ</u>、<u>クラカケアザラシ</u>及び</p>	<p>(略)</p>

カケス、シロウマトガリネズミ、サドトガリネズミ、ニホンカワネズミ、シナノミズラモグラ、ヤマネ、ホンドオコジョ、ゴマフアザラシ、ワモンアザラシ、クラカケアザラシ及びアゴヒゲアザラシを除く。)の捕獲等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。)に係るものに限る。)

(2)～(9) (略)

(略)

(4) 防災局関係

事	務	市町村
(略)		

4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)

(1)～(86) (略)

4の2 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第22条各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)

(1) 法第5条第1項の規定による高圧ガスの製造の許可

(2) 法第5条第2項の規定による高圧ガスの製造の届出の受理

(3) 法第9条の規定による許可の取消し

(4) 法第10条第2項の規定による地位の承継の届出の受理

(5) 法第10条の2第2項(法第24条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による地位の承継の届出の受理

(6) 法第11条第3項の規定による命令

(7) 法第12条第3項の規定による命令

(8) 法第14条第1項の規定による製造のための施設等の変更の許可

(9) 法第14条第2項の規定による軽微な変更の工事の届出の受理

(10) 法第14条第4項の規定による製造のための施設等の変更の届出

新潟市

三条市及び柏崎市

アゴヒゲアザラシを除く。)の捕獲等をしようとする場合(飛行場の区域内で安全航行のため捕獲等をする場合を除く。)に係るものに限る。)

(2)～(9) (略)

(略)

(4) 防災局関係

事	務	市町村
(略)		

4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)

(1)～(86) (略)

新潟市、三条市及び柏崎市

- の受理
- (11) 法第15条第2項の規定による命令
 - (12) 法第16条第1項の規定による第1種貯蔵所の設置の許可
 - (13) 法第17条第2項の規定による地位の承継の届出の受理
 - (14) 法第17条の2第1項の規定による第2種貯蔵所の設置の届出の受理
 - (15) 法第18条第3項の規定による命令
 - (16) 法第19条第1項の規定による第1種貯蔵所の変更の工事の許可
 - (17) 法第19条第2項の規定による軽微な変更の工事の届出の受理
 - (18) 法第19条第4項の規定による第2種貯蔵所の変更の工事の届出の受理
 - (19) 法第20条第1項の規定による完成検査
 - (20) 法第20条第1項ただし書の規定による届出の受理
 - (21) 法第20条第3項の規定による完成検査
 - (22) 法第20条第3項第1号の規定による届出の受理
 - (23) 法第20条第4項の規定による完成検査の結果の報告の受理
 - (24) 法第20条の4の規定による販売事業の届出の受理
 - (25) 法第20条の4の2第2項の規定による地位の承継の届出の受理
 - (26) 法第20条の5第2項の規定による勧告
 - (27) 法第20条の5第3項の規定による公表
 - (28) 法第20条の6第2項の規定による命令
 - (29) 法第20条の7の規定による変更の届出の受理
 - (30) 法第21条の規定による製造等の廃止等の届出の受理
 - (31) 法第22条第1項の規定による輸入検査
 - (32) 法第22条第1項第1号の規定による届出の受理
 - (33) 法第22条第2項の規定による輸入検査の結果の報告の受理
 - (34) 法第22条第3項の規定による命令

- (35) 法第24条の2第1項の規定による特定高圧ガスの消費の届出の受理
- (36) 法第24条の3第3項の規定による命令
- (37) 法第24条の4第1項の規定による消費のための施設等の変更の届出の受理
- (38) 法第24条の4第2項の規定による廃止の届出の受理
- (39) 法第26条第1項の規定による危害予防規程の届出又は変更の届出の受理
- (40) 法第26条第2項の規定による命令
- (41) 法第26条第4項の規定による命令又は勧告
- (42) 法第27条第2項の規定による命令
- (43) 法第27条第5項の規定による勧告
- (44) 法第27条の2第5項（法第27条の4第2項、第28条第3項及び第33条第3項において準用する場合を含む。）の規定による選任又は解任の届出の受理
- (45) 法第27条の2第6項（法第27条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による選任又は解任の届出の受理
- (46) 法第34条の規定による命令
- (47) 法第35条第1項の規定による保安検査
- (48) 法第35条第1項第1号の規定による届出の受理
- (49) 法第35条第3項の規定による保安検査の結果の報告の受理
- (50) 法第36条第2項の規定による届出の受理
- (51) 法第38条第1項の規定による許可の取消し又は命令
- (52) 法第38条第2項の規定による命令
- (53) 法第39条の規定による緊急措置
- (54) 法第39条の11第1項の規定による完成検査の記録の届出の受理
- (55) 法第39条の11第2項の規定による保安検査の記録の届出の受理
- (56) 法第61条第1項の規定による報告の徴収（容器製造業者、容器

- の輸入をした者又は機器製造業者に係るものを除く。)
- (57) 法第62条第1項の規定による
立入検査及び高压ガスの収去（容
器の製造をする者又は容器の輸入
をした者に係るものを除く。）
 - (58) 法第63条第1項の規定による
事故届の受理（容器製造業者又は
容器の輸入をした者に係るものを
除く。次号、第60号、第62号及び
第64号において同じ。）
 - (59) 法第63条第2項の規定による
命令
 - (60) 法第64条の規定による指示
 - (61) 法第74条第1項の規定による
通報
 - (62) 法第74条第2項の規定による
通報の受理
 - (63) 法第74条第3項の規定による
通報の受理
 - (64) 法第74条第4項の規定による
報告
 - (65) 冷凍保安規則第21条第2項の
規定による製造施設完成検査証の
交付
 - (66) 冷凍保安規則第31条第3項の
規定による輸入検査合格証の交付
 - (67) 冷凍保安規則第40条第4項の
規定による保安検査証の交付
 - (68) 液化石油ガス保安規則第32条
第2項の規定による製造施設完成
検査証又は第1種貯蔵所完成検査
証の交付
 - (69) 液化石油ガス保安規則第45条
第3項の規定による輸入検査合格
証の交付
 - (70) 液化石油ガス保安規則第77条
第2項ただし書の規定による届出
の受理
 - (71) 液化石油ガス保安規則第77条
第6項の規定による保安検査証の
交付
 - (72) 一般高压ガス保安規則第31条
第2項の規定による製造施設完成
検査証又は第1種貯蔵所完成検査
証の交付
 - (73) 一般高压ガス保安規則第45条
第3項の規定による輸入検査合格
証の交付
 - (74) 一般高压ガス保安規則第79条
第2項ただし書の規定による届出

<p>の受理</p> <p>(75) 一般高圧ガス保安規則第79条第6項の規定による保安検査証の交付</p> <p>(76) コンビナート等保安規則第15条第2項の規定による製造施設完成検査証の交付</p> <p>(77) コンビナート等保安規則第34条第2項ただし書の規定による届出の受理</p> <p>(78) コンビナート等保安規則第34条第6項の規定による保安検査証の交付</p>	
<p>(略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5)～(9) (略)</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。